

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課				
事業名		心身障害者扶養共済制度県単独減免事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-9497				
事業目的		掛金減免による低所得者の心身障害者扶養共済制度への継続加入促進							
事業内容		生活保護世帯 全額免除、 県民税非課税世帯 7割免除、 県民税所得割非課税世帯 3割免除			事業開始年度	昭和45年度			
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額			
	事業費	(18,686 千円) 18,686 千円		(22,824 千円) 22,824 千円		(19,396 千円) 19,396 千円			
	人件費	1,783 千円	従事人員 0.2人	1,694 千円	従事人員 0.2人	1,672 千円	従事人員 0.2人		
	総コスト (+)	20,469 千円	従事人員 0.2人	24,518 千円	従事人員 0.2人	21,068 千円	従事人員 0.2人		
事業の目標		免除が可能なすべての者への免除の実施として、当面、前年実績並み			[目標設定理由]H21対象者見込み数による				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H19	H20	H21
	免除件数	310人	21年度	392 (52 千円)	310 (79 千円)	310 (68 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・低所得障害者(児)の生活の安定に資する扶養共済制度への加入を促進するためには、経済的負担を軽減するための一定の配慮が必要である。							
	有効性	・対象となる低所得者全員に対して100%軽減措置が図られている。							
	効率性	・指標1単位あたりのコストは増加したが、これは平成20年度の掛金改定による加入者負担の増加に伴うものであり、基本的には対象者数の増減等実績のみによって変動し、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・昭和40年代に全国的な制度として統一、標準化された際、県が実施主体となることとして、制度の運営責任を有している。							
	受益と負担の適正化	・所得の状況に応じて、免除割合を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	低所得世帯に属する加入者に対して、世帯の経済的負担を低減することで制度への継続加入を促し、もって障害児(者)の生活の安定を図るため、引き続き事業を継続する。								